

令和4年度第11回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功		
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次		
委員	2番	草刈	章博	3番	池本英夫
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩健一
	7番	長石	憲太郎	8番	國岡美保子
	9番	寺坂	富雄	10番	植木克茂
	11番	前川	義憲	12番	細山周
一	13番	國岡	智志		

4. 欠席委員(1人) 6番 春摘要

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口真一	16番	寺坂静雄
17番	西沖和己	18番	平尾晴

次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第4号 智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本進書記 井上亮

8. 会議の概要

(開 会 午後2時00分)

事務局長

ただ今から、令和4年度第11回智頭町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。

開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日、令和4年度第11回の農業委員会総会を開催致しましたところ、皆様には公務ご多用のところ出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、先月10日にはご多用の日にもかかわらず、私の叙勲祝賀会を盛大に催していただきましたことを、この場を借りて厚く感謝と御礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

さて、新型コロナの感染者が初めて発生してから、1月でちょうど丸3年ということになりましたんですが、3年を過ぎて今尚終息の目途が立たない、こういう状況であります。このような状況下、全国の新型コロナウイルス感染症の患者数が、昨日まで3289万8598人、死者が7万426人となっております。一日も早い終息を願うものであります。

我々農業委員、農地利用最適化推進委員、組織として取り組まなければならないのは、守るべき農地の明確化ではないでしょうか。昨年改正されました農業経営基盤強化促進法などにより、人・農地プラン、これは地域計画に法定化されました。各市町村では4月の同法施行後、2年以内に地域計画を策定することとなっております。策定に向けては農業者や農業委員会、農地バンク、JA、あるいは土地改良区などの関係者と、将来のあり方について人・農地プランの話合いをベースに協議が必要になってくるのではないかと考えております。

それに今年7月は農業委員会の全国統一改選、本県は15市町村が改選となります。

先月10日、11日両日には東京都におきまして全国女性の委員登用研修会というのが開催されました。本県では鳥取市農業委員会の濱田会長が女性協議会の会長を、北栄町の杉川一二美委員が女性協議会の副会長をやっておられ、この二方が全国研修に参加されました。

今年は全国の約7割が改選を控えております。女性登用の必要性和、具体的な取り組み方法を共有し、目的達成に向けた協議会が開催されまして、男女共同参画の意識を地域全体で醸成することが不可欠であるということがあります。令和7年度までに女性委員がいない委員会をなくしようと、そして農業委員に占める女性の割合を令和7年までに30パーセントで目標に取り組んでいこうということを決議され、過去ずっとこの方向での取り組みをなされてきております。

現在、本県では農業委員が30名、最適化推進委員が7名の37名であり

	<p>ます。当智頭町では14名の内2名であります。30パーセントを目標に取り組むとすれば4.2人の登用が必要になってくるわけであります。農業委員が市町村長の任命制に移行したことをきっかけに、当委員会におきましても、組織を挙げて町長、議会議長に女性登用の要請活動を実施していかなければならないものと思っております。</p> <p>昨日、智頭町森林組合の地域座談会が土師地区公民館で開催され、私も出席いたしました。色々話の中で、農業委員会に関係するお話がありました。新聞にも掲載されておりますが、所有者不明土地解消に向けての不動産に関するルールが変わってくるということであります。登記簿を見ても所有者が分からない面積が、九州全土に匹敵するというのが実状であります。それを解消するために、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。相続した不動産を3年以内に登記しなかった場合は、10万円以下の料金が課せられる可能性があるということをおっしゃっております。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は日頃、農地パトロール及び農地利用状況調査により、一筆毎の農地の把握と地域計画に向けての取り組みを行っていただいておりますが、所有者不明土地の解消に向けての取り組みと、不在地主の農地のあり方について取り組んでいかなければならないものと思っております。</p> <p>また、本日の総会の議題につきましても4点ほど審議していただく面があります。その他については報告、その他がございますので、皆さん方のご協力を得まして、この総会がスムーズに進みましようをお願いしまして、簡単ではございますけれども開会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p> <p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしということですので、それでは、2番 草刈章博委員、3番 池本秀夫委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	
議長(会長)	
議長(会長)	

事務局書記	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地の所在が大字三田字和田口68番、地目は田、面積601㎡です。権利種別は3条の有償移転、売買です。</p> <p>譲渡人は智頭2212番地の●●●●相続人、●●●●さん。譲受人は智頭1820番地の●●●●さんです。</p> <p>申請事由としましては、●●●●さんの経営規模縮小、●●●●さんの経営規模拡大となっております。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。久志谷集落の農免道路から木材団地に入る途中の農地となります。2ページに公図、3ページに現況写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>2月9日に現地確認と、申請代理人の●●●●さんと電話でお話致しました。届け出どおりの内容で間違いのないようです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページをご覧ください。5条の転用申請についてです。</p> <p>3筆ございます。一筆目の農地の所在が大字智頭字ダンキ所1068番1、地目は畑、面積80㎡。二筆目が同じくダンキ所1068番2、地目は畑、面積86㎡。三筆目も同じくダンキ所1068番4、地目は田、面積1,126㎡の</p>

	<p>合計 1,292 m²です。</p> <p>権利種別は所有権移転です。譲渡人が郷原 139 番地 5 の●●●●さんと郷原 139 番地 3 の●●●●さんの連名となります。譲受人が鳥取市永楽温泉町の●●●●です。</p> <p>転用の目的は宅地です。6 区画分の個人住宅の宅地造成を予定しております。</p> <p>申請地は、上下水道管が埋設済の町道に接し、半径 500 メートル以内に県立智頭農林高校、町立智頭中学校及び町立智頭保育園がある第 3 種農地となります。</p> <p>譲受人は不動産業者であり、面積、形状、県道へのアクセス等条件面も良く、周辺に保育園・学校もある今回の申請地を選定されました。</p> <p>資力及び信用については残高証明で確認できており、農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。</p> <p>許可から 4 ヶ月で工事完了の予定で、転用の妨げとなる権利を有するものはないため転用事業は遅滞なく行われると考えられます。</p> <p>計画面積については、土地利用計画図から妥当と判断しました。</p> <p>また、周辺の農地に与える影響も多くはありません。</p> <p>場所ですが、申請位置図の 4 ページをご覧ください。勤労者体育館の隣の三筆ひとかたまりの農地になります。</p> <p>5 ページにその公図です。1068 番 4 の中に一部囲ってあるのは宅地造成に含めますが、地目が原野であるため今回の申請には含まれておりません。</p> <p>6 ページに土地利用計画図で、このように町道から敷地の真ん中に道路を敷設して、左右に 3 区画ずつ配した形になります。</p> <p>7 ページに被害防除計画書、8 ページには現況の航空写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10 番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>2 月 8 日に●●●●の、担当の●●●●さんのところに電話で確認いたしました。申請どおりで間違いのないことを認めました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
11 番	<p>アパート形式ですか。</p>
事務局書記	<p>一軒家を 6 区画分の宅地造成です。</p>

7 番	建て売り住宅か。
事務局書記	<p>建て売りになる可能性もありますが、初めは応募をかけて個人が建てる。この6区画は、応募をかけて個人に売り渡し土地購入者が家を建てる、という予定ではあるのですが、いつまでも家が建たないというのは農地法上問題となります。</p> <p>それが満たされなかった時の場合として、3年以内に全ての土地売買が成立しない場合、譲受人である鳥取不動産ねっと株式会社が住宅を建築し、建売住宅として販売して転用を完成させる予定としております。</p> <p>そのための建築見積と資金証明も確認しており、宅地造成のみの転用ではありません。</p> <p>応募で人が集まれば、そういったことは起きないこととなります。</p>
1 1 番	宅地のままの時は良いが、建物が建ったときの隣接農地の日照についてはどうか。
事務局書記	申請代理人の●●●●によりますと、南側1070番1の所有者については同意が取れております。東側ですが、登記簿上の地目は田となっておりますが現状駐車場になっております。
1 1 番	舗装してあるのか。
事務局書記	砂利式です。
1 1 番	農地転用しているのか。
事務局書記	一時転用です
議長(会長)	●●●●君の関係なのか。
事務局書記	そうです。
議長(会長)	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">(休憩 午後2時19分) (再会 午後2時24分)</p>
議長(会長)	<p>再会します。</p> <p>事務局に追加の補足説明を求めます。</p>
事務局書記	隣地の同意の件ですが、東側の古林さんと譲受人の鳥取不動産ねっとさん

議長(会長)	<p>とは一度お会いできておまして、計画のお話しは出来ております。</p> <p>その他ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>1月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで合計5,571㎡です。</p> <p>利用権を設定する者が4名、受ける者が4名となっております。</p> <p>期間につきましては、3年から5年未満のものが553㎡、5年から10年未満のものが5,018㎡となっております。</p> <p>それでは4ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手する者あり)</p>

議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農地利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題とします。</p> <p>農地法第38条第1項の規定により、別紙のとおり農地等利用最適化推進施策の改善意見を決議するものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>本日お手元にお配りしました、「令和4年度 智頭町農地利用最適化推進施策に関する意見書(案)」をご覧ください。</p> <p>それでは内容を説明させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(朗読と説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>最適化推進委員の方は、議決権はありませんが意見を言っていいただいて結構です。</p>
5 番	<p>3の「女性の農業参画について」です。「女性の声により反映されるよう努めること」ということですが、これだけでは抽象的で具体的にどう反映させるのか。例示が何かないのかなど。</p>
17番	<p>二点おたずねします。</p> <p>先ず一点は事務局にです。この意見書のカガミを一枚めくってもらったときの終いの三行に「つきましては、令和5年度の予算編成にあたり」という文言が示されておるんですけども、予算はもう括れている状況なんですよ、この時期。この意見書が反映されるような予算編成にですよ、令和5年度、現実的な話としてこの文言が生きてくるのかということ。それが一点。</p> <p>二点目です。去年の意見書の資料を持っていないもんですから、なんともよう言いませんけども、今回の意見書に掲げられておる7項目。これは去年の項目から除外されたものがあると思うんですけども、検討委員会の中でどんな協議がなされてこの7項目に落ち着いたのか。継続性のあるものは内容的には変わった分があるんですけども、新たに追加されたもの、あるいは去年から落とされたもの、これの理由っていうのはどういう協議の中で考え方がまとまったのか教えてください。</p>
事務局長	<p>一番目についてです。意見書の制度が始まってから、予算要求に繋がられるようなタイミングでの意見書になってなかったというのは、ずっと気になっておりました。で、本当で予算要求に反映させるのであれば、次回からは</p>

	<p>もう少し早めに。よその市町は11月ぐらいに出してあるんです。</p> <p>ですから、そういった形でやっていった方が、予算要求に結びつきやすいのかなと。私自身の反省も含めてそう思っております。</p>
17番	<p>11月頃にとという方が、有効性が担保されるんじゃないかと思います。</p>
事務局書記	<p>二つ目の、検討委員会でどのような協議がなされたのかということなんですけども、昨年の意見書を検討委員さんにお配りし、こういう回答を頂きましたと。この中からでも良いですし、新たに課題と思っていること、意見として出すべきことを上げてくださいということで、皆さんから発表していただきました。</p> <p>その全てではないですが、形にしたのがこの7項目となります。例えば、昨年から引き続き特産品開発を上げているんですけども、今回はドウダン部会解散ということがありましたし、キクイモの6次産業化、加工も必要ということもあって、ちょっと形を変えて意見として出そうかなと。</p> <p>5番以外については、去年なく今年。一昨年あたりもするんですけど、という項目になります。</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>きょう色々意見を出していただいてまとめたものを早急に出さんといいんです、本当は。県農業会議が提出された意見書を取りまとめて、2月14日までに全国農業会議所に送付することになっている。</p>
事務局長	<p>この要望書をですか。</p>
議長(会長)	<p>それをまとめたものを全国農業会議所に送達しないといけない。</p>
事務局長	<p>回答は良いでしょ。</p>
議長(会長)	<p>回答は要らない。こういう意見書を提出したと。その全体像を見て課題問題点を洗い出し、その取り組みをどうするのかということで、今度は国の方に要請していかなければならない。</p>
11番	<p>いまの西沖推進に委員が言われた予算編成のところ、「5年度」。ここは、今年は、この度はこれで行くということで。</p>
事務局長	<p>しょうがないですね。</p>
11番	<p>いわゆる、本当に反映できるのか。</p>
事務局長	<p>ほぼほぼ固まっているとは言え、予算は最終決定されていないので。</p>

議長(会長)	<p>原案の協議が更に必要と思われるので、暫時休憩します。</p> <p>(休憩 午後2時43分) (再会 午後2時52分)</p>
議長(会長)	<p>再会します。</p> <p>皆さんの出されておる意見もそうですし、各地区の代表が検討委員としてでておられ、それには地区ごとのツメが出来ておると理解しておったところで。修正すべきことは修正して、今度は町長なり議長の方へ意見書として要請していくと。</p>
事務局長	<p>細かい修正は事務局と、会長と職務代理で詰めさせていただくということで。</p>
議長(会長)	<p>その他、皆さんありますか。</p> <p>出した部分については、次年度から改善しなければならない部分については、改善すると。それから、もうちょっと早く、9月頃からでも検討に入って、そのものが次年度に反映できるような環境づくりを構築していくんだということ。</p>
事務局長	<p>出来れば11月中ぐらいに出してもらえぐらいのスケジュール感であればありがたいです。</p>
12番	<p>例えば、前回出したやつが来年度にちょっと反映して、みたいなものはあるのですか。</p>
事務局長	<p>具体的には、県に制度見直しを県に要望したりとか、というのがありますし。予算に反映させる、させんは別にして、取り入れた部分もありますわな、人・農地プランの推進も再開したし。</p>
12番	<p>前回のやつは結局予算には間に合わないじゃないですか。間に合わないとして、その反映を次の令和5年度に反映させることはある程度考えてくれたことってあるのかな。</p>
事務局長	<p>例えば、タブレットの導入なんかもダイレクトに反映しましたしな。</p>
議長(会長)	<p>意見書を出すのが遅れたことによって次年度に反映できなかつた。そうした場合は、そのものについて行政と話しをして、受け入れられるような環境ができるものは、継続的に受け入れしていくんだという一つの方向性を示していかなといけんじゃないかなと、こういうふうに思っております。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>その他、意見はありませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>その他に意見がないようですので、きょう提出しました意見書案は、さっきお話ししましたとおり、私と職務代理、それから山本局長と事務局等でこれに肉付けをして、一応意見書として提出させていただくと、今年の場合ですよ。</p> <p>来年からは早くそれなりの取り組みを図っていただいて、ケースバイケースでそれぞれのものの扱いが、それに合った形での取り組みが図っていけるということで、どうでしょう。</p> <p>(「はい」という者のこえあり)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第11回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時59分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和5年2月10日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会委員 草刈 章博

智頭町農業委員会委員 池本 秀夫